

## 7 教務規定

### 【第一章 総則】

第1条〔総則〕 この規定は本校の教育課程運営について、その基本を定めるものとする。

### 【第二章 成績評価及び成績評定】

第2条〔観点別学習状況の評価〕 観点別学習状況の「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点の評価（以下3観点評価）において、各教科科目の目標に基づき、その目標達成程度に応じて各種の考査、実技の成果、学習の態度、課題の提出、出席の状況などを総合して行う。

第3条〔評価方法〕 3観点評価、成績評価及び成績評定は原則として絶対評価で行う。なお、評定は教科会議で協議した上で、学年間・学級間で不均衡が生じないように留意する。

第4条〔評価表記〕 各学期の3観点評価はA、B、Cの3段階、成績評価は100点法を基礎として5段階で評価する。学年末には各学期の成績を総合して3観点評価は3段階、成績評定は5段階で評定する。

### 【第三章 考査等】

第5条〔実施時期〕 定期考査は年間5回（5月・7月・10月・12月・3月）行う。ただし、第3学年の卒業考査は1月に実施する。

第6条〔正当な欠席〕 定期考査を病気等の正当な理由で欠席した場合は、当該考査を見込み点で評価、又は再考査を実施する。

第7条〔理由なき欠席〕 正当な理由なくして考査を受けなかった場合は、当該考査の成績を0点として取り扱う。

第8条〔追認考査〕 追認考査は学年末の単位認定会議で単位の修得が保留となった科目がある者に対して行う。

第9条〔不正行為〕 考査中に不正行為をした場合は、当該科目の考査の成績を0点として取り扱う。

### 【第四章 認定・履修・単位等】

第10条〔認定〕 各科目及び特別活動の履修、単位の修得、進級、卒業の認定は、それぞれの認定会議を経て行う。

第11条〔履修〕 生徒は学校の定める教育課程に従って、すべての科目及び特別活動を履修しなければならない。

第12条〔履修の認定〕 学年末に次の各号を満たす場合は科目の履修を認定する。

- 一 年間欠課時数が法定時数の5分の1を超えないこと。
- 二 科目、特別活動の目標に従って学習すること。

第13条〔履修の保留〕 前条の第二号を満たしており、欠課時数が病気などの正当な理由のために法定時数の1/5を越え、法定時数（特別活動は実施時数）の1/3以内の場合は履修を認めず保留とする。ただし、法定時数の1/3を超えた場合でも、やむを得ぬ事情がある場合（同一年度内に順序性のある科目を両方履修する場合において、入院等により欠課が法定時数の1/3を超えた場合等）、判定会議で慎重に審議を尽くし、年度内の履修の見通しがあれば履修を保留することができる。なお、特別活動の実施時数の1/3以内の場合は履修を認める。

第14条〔履修の追認〕 前条により履修を保留となった者が、不足時数（欠課時数より法定時数の1/5を差し引いたもの）を補充した場合、履修を認定する。なお、特別活動は欠課時数より実施時数の1/3を差し引いたものを不足時数とし、これを補充した場合、履修を認定する。

第15条〔時数の補充〕 不足時数の補充は、原則として学校で定めた時期、場所で教科担任が行う。

第16条〔単位の認定〕 学年末において科目の履修が認定され、成績評定が「2」以上である場合は、単位の修得を認定する。

- 2 学則25条により留学したものは、第35条第1項に基づき、認定する。
- 3 技能審査に合格し、資格等を得た場合、その成果を当該技能審査と関わりの深い高等学校の科目（「対応する科目」）の増加単位として認定する。
- 4 高等学校卒業程度認定試験で合格点を得た場合、受験科目をそれに相当する各科目の増加単位として認定する。

第17条〔単位の保留〕 学年末において、第12条により科目の履修が認定され、かつ成績評定が「1」のものは単位の修得を保留する。

第18条〔単位の追認〕 単位の修得を保留された者には追認考査を行い、その成績が合格基準に達した場合は評定を「2」として単位を認定する。

第19条〔追認考査の時期〕 追認考査の実施時期は認定会議後、第1・2学年においては終業式までの日とし、第3学年においては卒業式までの日とする。

2 同一年度内に順序性のある科目を両方履修する場合には、年度末の認定会議までに行うことができる。

3 病気等の正当な理由で追認考査が受けられなかった者は、その後、学校の定める日に再考査をする。

4 正当な理由なくして追認考査を受けなかった場合、その科目の単位は不認定とする。

5 定期考査を実施しない科目は、実技実習・課題等で追認考査にかえることができる。

#### 【第五章 進級・卒業の認定】

第20条〔進級卒業の認定〕 学年末において次の各号を満たす場合、進級及び卒業の認定をする。

一 第11条で定められた教育課程の科目の履修を第12条又は第13条及び第14条により認定されていること。

二 第16条から第19条までで認定されなかった単位が、過年度分も含めて20単位未満であること。ただし、第16条第3項による増加単位は、進級卒業の要件に含まない。

第21条〔原級留置〕 進級、又は卒業を認定されない者は原級留置とする。

第22条〔再履修〕 原級留置となった者は、当該学年で履修すべき科目及び特別活動を再履修しなければならない。

2 原級留置となった学年の修得科目の取扱いについて、やむを得ぬ事情が生じた場合は認定会議で別途審議する。

#### 【第六章 出席・欠席・欠課・公認欠席・出席停止・忌引等】

第23条〔出席〕 生徒は学校で定められた時間は必ず出席しなければならない。

第24条〔出席しなくともよい日〕 次の各号に該当するとき、出席すべき日数・時数として取り扱わない。

一 学校保健安全法による感染症に罹患し、出席停止となった場合。

二 学校長が停学を命じ、出席停止となった場合。

三 親族の死亡、葬儀参列により忌引となった場合。日数については一親等5日

以内、二親等3日以内、三親等1日以内とする。

第25条〔欠席等〕 欠席・遅刻・早退の場合、原則として生徒は保護者を通じて事前に連絡しなければならない。

第26条〔欠課〕 同一科目の授業を20分を超えて受講しなかった場合は欠課とする。

第27条〔公認欠席〕 次の各号に該当するとき、公認欠席とする。

- 一 学校が認めた対外の行事（各種大会・試合・発表会等）に参加した場合。
- 二 非常災害、公共交通機関等の停止など不可抗力の事由があつて欠席した場合。
- 三 生徒指導における聞き取りや特別指導、登校謹慎期間中の場合。
- 四 教育相談、カウンセリング等を受ける場合。
- 五 進学・就職試験その他学校長が認める場合。

第28条〔気象警報等の措置〕 午前6時に朝来市に「暴風」・「大雨」・「洪水」・「大雪」・「暴風雪」の気象警報が発令されている場合、又は大雨等で播但線（寺前～和田山間）が不通の場合は、自宅待機とする。

2 始業時（8時25分）に気象警報が解除されていない場合、又は播但線（寺前～和田山間）が不通の場合は、臨時休校とする。通学経路上に同様の気象警報が出た場合は、該当地域の生徒は公認欠席とする。ただし、始業時（8時25分）に気象警報が解除されていた場合は、安全に十分注意して登校する。

3 気象警報が発令されていなくとも、地域によって交通機関が不通又は道路が途絶する等、登下校に困難又は危険が予想され登校を控える場合において、保護者から学校に連絡があつた場合は、状況により協議の上で公認欠席とする。

4 通常授業の場合とは異なり、定期考査中の午前6時の段階で朝来市もしくは神河町に気象警報が出ている場合、又は大雨等で播但線（寺前～和田山間）が不通の場合は、臨時休校とする。通学経路上に同様の気象警報が出た場合は、当該地域の生徒は公認欠席とする。臨時休校となった場合は、その日の考査は定期考査最終日の次の登校日に実施する。

## 【第七章 編入学・転入学・転学・休学・留学・退学等】

第29条〔編入学〕 編入学を許可することができる者は学則第20条に則り規定された要件を満たし、その手続きを終えた者とする。

第30条〔転入学〕 転入学については、前条を準用する。

第31条〔転学〕 転学をする者は、学則第21条に則りその手続きを終えなければならない。

第32条〔休学〕 学則第23条に則り、その手続きを終えた者には休学を許可する。

第33条〔復学〕 学則第24条に則り、その手続きを終えた者には復学を許可する。

第34条〔留学〕 学則第25条第1項及び第2項に則り、その手続きを終えた者には、留学を許可する。ただし、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 心身とも健康で留学に耐えうる者であること。
  - (2) 本校在学中の総合成績が5段階法の3.0以上であること。
  - (3) 現学年の全ての科目の評価が2以上であること。
  - (4) 現学年の各科目の欠席時数が実授業時数の1/5以内であること。
- 2 原則として留学期間を1年間とするが、期間は留学のため日本を出発する日から留学を終了し帰国する日までとする。
- 3 学則第25条によらない留学については、学則第23条に基づく休学扱いとする。

第35条〔留学終了〕 留学を終了し、復帰した時点で30単位を限度として認定し、進級、又は卒業を認める。

ただし、留学を途中で取り止め、留学先での修得単位数が少ない等の場合は、原級留置として扱う。

- 2 留学及び休学により本校に復帰する場合、前年度の出席日数等を当年度の進級判定に考慮できる。

第36条〔退学〕 退学する者は、学則第26条に則りその手続きを終えなければならない。

第37条〔補則〕 成績・考査・学籍異動等の処理等・その他の詳細については細則に別に定める。

## 【第八章 通級による指導等】

第38条〔通級指導〕 多様な生徒の自立する力を高めるため、学校教育法施行規則（第140条）及び文部省告示（第7号平成5年1月28日）に基づき、特別な教育課程を設け実施する。

第39条〔対象生徒〕 対象者は、医学的な診断の有無のみにとらわれることなく、総合的な見地から校内委員会等の合意ができた場合の者とする。

第40条〔実施体制〕 実施形態・設定科目名称、評価等に関しては、細則に別に定める。

## 【第九章 表彰規定】

第41条〔表彰規定〕 次の各号に該当する者を学則第32条により表彰する。

- 一 在学3カ年間かつ欠席日数0日、欠課時数0時間、遅刻早退0回の者（皆勤者）。
- 二 在学3カ年間かつ欠席日数0日欠課時数5時間以内、遅刻早退5回以内の者（精勤者）。
- 三 近畿大会以上の公式試合の出場者、国民体育大会の出場者およびこれに準ずる者で、他の模範と認められる者（部活動等優秀者）。
- 四 第16条第3項により増加単位が認定される検定試験に合格した者。

### （付則）

・本規定は昭和57年度入学生より施行する。

・本規定は昭和60年6月28日より施行する。

ただし、第20条(1)の第2回1・2学年追認考査、第21条(2)の「但し書」については昭和61年度より実施する。

・本規定 第17条②・第35条・第36条を追加し、平成元年4月1日より施行する。

・本規定 第9条ただし書き・第21条(2)を追加し、平成2年5月11日より施行する。

・本規定 第10条及び第14条ただし書きを改定し、平成5年4月1日より施行する。

・本規定 第9条及び20条・21条を改定し、平成6年4月1日より施行する。

・本規定 第21条(3)を改定し、平成7年6月1日より施行する。

・本規定 第17条③を追加し、平成8年4月1日より施行する。

- ・本規定 第5条評価換算基準表を改定し、平成8年7月1日より施行する。
- ・本規定 第9条のただし書き・第21条(2)を改定、第16条②及び第23条②を追加し、平成9年9月1日より施行する。
- ・本規定 第6条・第16条②を改定（II学期制施行に伴う措置）平成10年4月1日より施行する。
- ・本規定 第10条を改定 平成14年4月1日より施行する。
- ・本規定 第6条を再改定 平成16年4月1日より施行する。
- ・本規定 第17条④を追加し、平成18年4月1日より施行する。
- ・本規定 第13条・第14条・第15条を改訂 平成21年4月1日より施行する。
- ・本規定 第7条を改訂 平成22年4月1日より施行する。
- ・本規定 14条・15条を再改訂 平成24年2月10日より施行する
- ・本規定 第4条・第7条・第14条・第16条・第20条を改訂 平成25年4月1日より実施する。
- ・本規定 第9条のただし書きを削除、第21条(2)(3)を再改定 平成30年7月20日より施行する。
- ・本規定 第2条から第5条までを改訂 令和4年4月1日より施行する。
- ・本規定 第21条の一部を改訂 第39条から第41条を新設 令和5年10月4日より施行する。
- ・本規定 第2条から第6条までを改訂 第8条から第10条までを改訂 第13条から第23条までを改訂 第26条・第35条第3項・第36条を改訂 第7条並びに第25条・第27条を改正 第5条・第28条・第29条を削除 第6条から第24条までを1条繰り上げ 第24条・第28条を新設 第30条から第41条までを1条繰り上げ 第41条を追加 令和8年4月1日より施行する。